

B E L S 評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「BELS評価業務規程」(以下「規程」という。)に基づき岡山県建築住宅センター株式会社(以下「センター」という。)が実施するBELS評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 申請者は、別表に定める評価料金を支払うこととする。なお、別表に明記されていない評価料金については、別途協議により決定する。

(評価料金の収納)

第3条 申請者は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金またはセンターの指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2 申請者とセンターは、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

3 銀行振込による場合、振込に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金の返還)

第4条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(その他)

第5条 その他特別な事由により、別表によらない場合は、別途センターと協議のうえ定める額とする。

(附則) この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、令和1年10月1日より施行する。

この規程は、令和3年10月1日より施行する。

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

BELS 技術的審査料 <非住宅>

別表1

(単位:円・税込)

面積 (m ²)	標準入力法			モデル建物法(小規模版を含む)		
	用途分類			用途分類		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
200未満	173,800	132,000	104,500	104,500	70,400	51,700
200～ 300未満	209,000	157,300	126,500	126,500	84,700	63,800
300～ 500未満	231,000	173,800	138,600	138,600	92,400	69,300
500～ 1000未満	273,900	187,000	147,400	163,900	99,000	78,100
1000～ 2000未満	335,500	220,000	187,000	209,000	115,500	92,400
2000～ 5000未満	451,000	300,300	254,100	254,100	173,800	127,600
5000～10000未満	589,600	427,900	335,500	330,000	243,100	184,800
10000～20000未満	627,000	553,300	396,000	330,000	299,200	229,900
20000～50000未満	801,900	660,000	457,600	457,600	368,500	275,000

※1 A種、B種、C種に掲げる用途分類は別表4による。

※2 1棟に用途分類が複数ある場合は次のとおりとする。A種が一部にでも含まれる場合はA種とする。

A種が含まれず、B種が一部にでも含まれる場合はB種とする。

※3 別表2の面積は非住宅部分の床面積とする。算定は建築基準法による延べ床面積とする。

※4 複合建築物の場合の手数料は、非住宅部分は別表2、住宅部分は別表3から算定される手数料の合計額とする。

※5 併願対象業務は当社で行う適合性判定(軽微変更該当証明書含む)、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、性能向上計画認定とする。

※6 次の場合の手数料は表2より**36,300円(税込)**とする。併願対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること。

※7 複合建築物の場合の手数料は、非住宅部分は別表2、住宅部分は別表3から算定される手数料の合計額とする。

※8 モデル建物法でモデル数が複数の場合は、モデル数に応じて別表2の手数料の1/10の額を加算する。

※9 確認申請手続きを他機関、所管行政庁で行う場合は別表2から算定される手数料の5/10の額を加算する。

※10 床面積が50,000m²以上の手数料は別途見積りとする。

BELS 技術的審査料 <住宅>

別表2

一戸建ての住宅/ 複合建築物の住宅の 住宅部分(一住戸)	申請種別	200m ² 未満	200m ² 超え
		単独申請	45,100
	併願申請	11,000	
共同住宅等/ 複合建築物の住宅部 分(二住戸以上)	単独申請	基本料金	110,000
		戸当たり料金	3,300
	併願申請	基本料金	55,000
		戸当たり料金	1,650
共同住宅等の手数料は、基本料金+住戸数×戸当たり料金とする。 共用部の審査を行う場合は 110,000円(税込) を加算する。共用部が併願申請の対象となる場合は 55,000円(税込) とする。			

※1 共同住宅等とは、共同住宅、長屋、複合建築物の住宅部分(二住戸以上)とする。

※2 併願対象業務は当社で行う適合性判定(軽微変更該当証明書含む)、設計性能評価、長期使用構造等確認、性能向上計画認定、低炭素建築物認定、住宅性能証明、フラット35Sとする。併願申請の料金は併願対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われている場合に適用する。

※3 変更技術的審査は申請時の料金の5/10とする。

別表3 用途分類

A種	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	児童福祉施設(入所する者の寝室があるもの)、診療所(患者の収容施設があるもの)
	図書館、博物館その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺、その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	事務所、官公署その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	児童福祉施設(入所する者の寝室がないもの)、診療所(患者の収容施設がないもの)
	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、幼保連携型こども園、その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
C種	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場又ははと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するものその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの